平成２４年（フ）第２０７号
長崎県長崎市江川町83番地２
債務者　石井　武夫
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金子　寛道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
長崎県長崎市江川町83番地２
債務者　石井美津穂
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金子　寛道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
鹿児島県霧島市隼人町内404番地５　フローレンス姫城202号
債務者　重　　順子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4080番地74
債務者　川﨑　義満
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５５号
千葉県茂原市早野2339番地
債務者　伊藤　　誠
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
金沢市西金沢２丁目59番地　林ビル201号室
債務者　中田　三郎
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９号
金沢市松村６丁目153番地１、従前の住所金沢市示野町イ14番地
債務者　若林有美子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２５号
石川県白山市田中町122番地、従前の住所金沢市山科１丁目24番11号
債務者　田村あかね
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３２号
金沢市菊川２丁目１番６号
債務者　小暮　真司
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４０号
石川県河北郡津幡町字横浜に37番地１　レジデンスアンジュⅡ201号
債務者　小野寺　昭
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４１号
石川県河北郡津幡町字横浜に37番地１　レジデンスアンジュⅡ201号
債務者　小野寺真美絵
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２５７号
金沢市岩出町ヘ120番地、居所金沢市田中町は16番地　金沢循環器病院内
債務者　奥村　　實
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６７号
岐阜県羽島郡岐南町平島９丁目92番地　クローバー202号室
債務者　多比良　剛
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７４号
岐阜市茜部本郷１丁目６番地１
債務者　小倉タヨ子（旧姓西田）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２０２号
岐阜市市ノ坪町５丁目８番地２　エクセランス岐阜東503号室
債務者　八鍬　一義（旧姓三原）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１５号
岐阜市西改田夏梅53番地３　エル今村205号室
債務者　山下　　稔
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５６号
岐阜県高山市千島町1027番地９
債務者　青豆　良一（旧姓藤澤）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係